公益財団法人中東調査会

令和 7 年度第 4 回 臨時理事会議事録

1.開催日時　　令和 7 年 12 月 15 日(月) 午後 3 時 02 分から午後 4 時 25 分

2.会場　公益財団法人中東調査会 会議室

(千代田区平河町 1-1-1 平河町コート 6 階)

3.理事現在数及び定足数並びに出席理事数およびその氏名

理事現在数　5 名　　定足数 3 名

出席理事数　5 名

出席した理事の氏名

佐々木 幹夫 会長(代表理事)、齋木 昭隆 理事長(代表理事)、

浅子 清 副理事長(業務執行理事)、山内 昌之 常任理事(理事)、

細野 哲弘 常任理事(理事)

4.監事現在数及び出席監事氏名

監事現在数　1 名

出席した監事の氏名　藤﨑 一郎

5.議長の氏名 齋木 昭隆 理事長(代表理事)

6.議案

【決議事項】

第 1 号議案 令和 8 年度事業計画書(案)

第 2 号議案 令和 8 年度収支予算書(案)

第 3 号議案「受託規則」の一部改訂(案)

【報告事項】

その 1　令和 7 年度収支見通し

その 2　会員の動向

その 3　職員の動向

7.会議の概要

(1)定足数の確認等

佐々木幹夫会長の挨拶に続いて、定款第46条第2項に定めるところにより、齋木昭隆

理事長が本会議の議長となり、定款第46条第1項に定める定足数の充足を確認して、本会議の開会を宣言した。

次いで、定款第51条に基づき議事録署名人を佐々木幹夫会長、齋木昭隆理事長、藤﨑一郎監事とし、議案の審議に移った。

(2)議案の審議状況及び議決結果等

【決議事項】第 1 号議案「令和 8 年度事業計画書(案)」

議長の求めに応じ、高橋雅英主任研究員から「令和8年度事業計画書(案)」について議案説明を行い、審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

また、研究員全員（金子主任研究員、高橋主任研究員、斎藤主任研究員、平研究員）より、令和7年度における各担当国の情勢について報告があった。

【報告事項】報告事項その 1「令和 7 年度収支見通し」及び

【決議事項】第 2 号議案「令和 8 年度収支予算書(案)」

議長の求めに応じ、金子真夕事務局長から報告事項その1「令和7年度収支見通し」及び本議案「令和8年度収支予算書(案)」についての説明がなされた。審議の結果、報告事項その1「令和7年度収支見通し」を全員異議なく了承し、本議案「令和8年度収支予算書(案)」は原案どおり満場一致で承認可決された。

【決議事項】第 3 号議案「受託規則」の一部改訂(案)

議長の求めに応じ、伊藤真紀事務局長代行から、「受託規則」の一部改訂(案)について議案説明があった。審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

【報告事項】

議長の求めにより、齋木昭隆理事長(代表理事)及び、浅子清副理事長(業務執行理事)から、定款第35条に基づく代表理事及び業務執行理事の職務の報告として、報告事項その2「会員の動向」、報告事項その3に関する報告があり、出席理事全員が了承した。

報告事項その2 会員の動向

区分	令和7年3月末	令和7年12月1日	増減
法人会員	108法人	109法人	1法人増
個人会員	214人	213人	1人減
契約法人	6法人	6法人	増減なし

報告事項その3 職員の動向

高尾賢一郎研究主幹が、令和７年9月末日付に退職したことについて報告があった。

以上をもって全ての議事が終了したので議長は閉会を宣し、散会した。

この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和7年12月15日

代表理事・会長　　佐々木 幹夫

代表理事・理事長　　齋木　昭隆

監　　事　　藤﨑　　一郎

別紙

1.令和8年度事業計画書(第1号議案)

2.令和8年度収支予算書(第2号議案)

以上

令和８年度

事 業 計 画 書

公益財団法人中東調査会

東京都千代田区平河町1-1-1平河町コート6階

電話　03-6261-4554

令和８年度事業計画書

Ⅰ．基本方針

１．中東調査会の目的と事業

中東調査会（以下、当調査会）は、我が国の国益にとり、中東地域の国々との円滑な友好協力関係が死活的重要性を有していることを認識している。このため、その重要性について国民の理解を深めるため、専門家の育成、内外研究機関・企業との交流を踏まえて情報を収集し、専門的・実務的知見をできる限り広範囲に伝播して、これに基づく適切な世論形成に努力する。もって我が国の平和と繁栄に寄与することが当調査会の目的である。

当調査会は、上記の目的を達成するため以下の事業を行う。

（１）中東地域及び域内諸国及びこれらと深く関係する地域及び諸国などの政治、経済、社会、文化等についての研究及び調査

（２）前号に規定する研究及び調査に基づく資料の刊行

（３）現地事情紹介のための会議、講演会、セミナー、シンポジウムなど、我が国における中東についての理解の増進及び知識の普及を図る啓発事業の実施及び実施協力

（４）海外研究機関との意見交換・交流を通じた研究成果の発信

（５）その他当調査会の目的を達するために必要な事業

２．2025 年の動向

（１）総論

要約

●ガザ危機は一段と深刻化しており、特にイスラエルによるイランや周辺国への軍事介入が地域の不安定化を加速させている。米国の介入によって人質解放は実現したものの、ハマスの処遇、戦後のガザの治安維持、復興の道筋は未だ見えない。

●イスラエル国内は人質解放を優先した停戦か戦争継続かで大きく分断されてきたが、停戦後の第二段階（ハマスの武装解除等）に向けては意見が一致している。

●イラクは、シーア派民兵「人民動員隊」傘下の組織が米国により「テロ組織」指定されるなど、親イラン陣営（「抵抗の枢軸」ネットワーク）に対する圧力が強まっている。

●マグレブ地域では、西サハラの領有権問題をめぐり、国連安保理がモロッコ提案の西サハラ自治案を支持する決議を採択した。これにより、ポリサリオ戦線を支持するアルジェリアがモロッコへの対抗姿勢を一段と強める可能性がある。

●第二次トランプ政権発足後、湾岸アラブ諸国・米国関係は良好である。サウジアラビア、UAE、カタルは防衛・エネルギー・先端技術などの分野で米国の技術力に期待している。米国は不安定な地域情勢を受け、安全保障面での湾岸地域への関与を強めている。

① 人質解放、停戦の実現後のガザ危機

2023 年 10 月に始まったガザ危機は米国の介入もあり、2025 年 10 月に曲がりなりにも人質解放とイスラエル・ハマス間の停戦にこぎ着けた。しかし、ハマスの処遇やガザの治安維持、復興といった「戦後のガザ」をめぐる合意は依然として実現していない。さらに、イスラエル軍のガザ地区での駐留継続、ヨルダン川西岸の治安悪化、イランや周辺国（レバノン・シリア・イエメン）などへの戦火拡大など、事態を再度悪化させる要因が積み重なっている。こうした状況の結果、ガザの人道危機は深刻さを増し、国際社会では「親イスラエル」か「親パレスチナ」かをめぐる分断も一段と深まっている。

イスラエルのネタニヤフ政権は、ガザにおけるハマス及び周辺国の親イラン勢力を壊滅させるまで軍事作戦を継続する姿勢を崩していない。一方で、イスラエル国内世論は決してネタニヤフ支持一色ではない。国民の大半は戦争の長期化に疲弊しており、予備役兵士の士気も低下しているうえ、招集への応諾率も低いとされる。そしてイスラエル国内は人質解放を優先した停戦か戦争継続かで大きく分断されてきたが、停戦後の第二段階（ハマスの武装解除等）に向けては意見が一致している。

レバノンに関しては、2024 年 11 月にイスラエル・ヒズボラ間で停戦合意に達したが、イスラエル軍は現在も南レバノンに駐留し続けている。ヒズボラの武装解除については、米国の要請を受けてレバノン軍が「2025 年中の実現」を目指す計画を作成した。しかし、イスラエルによるレバノン空爆が継続している状況を受け、ヒズボラは 2025 年 9 月、武装解除には応じない方針を明確にした。結果として、イスラエルとレバノンの停戦履行は一層難しくなり、レバノン情勢の安定化にも見通しが立っていない。

イエメンでは、5 月にフーシー派がイスラエルのベン・グリオン国際空港にミサイルを撃ち込み負傷者が出たことを受け、イスラエルは米国と連携してフダイダ港やサナア国際空港を空爆するなど、フーシー派の攻撃のたびに報復が激化している。他方、フーシー派はイスラエルや米国からの攻撃にもかかわらず、紅海やアデン湾での商船攻撃を続けており、欧州とアジアを結ぶ物流網に深刻な混乱が生じている。

② 親イラン民兵をめぐるイラク情勢

イラクでは、9 月に米国務省が、2014 年に結成されたシーア派民兵組織「人民動員隊」傘下の 4 組織を「テロ組織」に指定した。これらの民兵は、イラン型の国家観や統治制度を支持する親イラン陣営（いわゆる「抵抗の枢軸」ネットワーク）に属し、イスラエルや米国を強く敵視している。そしてガザ危機下では、イラク及びシリアの米軍基地やイスラエルに対して無人機攻撃を繰り返してきた。米国やイスラエルが人民動員隊への圧力を強める一方で、11 月に実施されたイラク国民議会選挙では、人民動員隊と関係を持つ政治勢力が前回から議席を伸ばした。人民動員隊の武装解除問題は、米国やイランとの関係と密接に結びつく重要課題であるため、こうした勢力の発言力が今次議会選挙を機に強まれば、武装解除をめぐる議論はいっそう難航する可能性が高い。

③ 湾岸アラブ諸国と第二次トランプ政権の関係発展

第二次トランプ政権が発足した 2025 年 1 月以降、湾岸アラブ諸国と米国は良好な関

係を維持している。5 月、トランプ大統領が就任後初の外遊先としてサウジアラビア、UAE、カタルの 3 カ国を訪問し、各国から大規模な投資合意を取り付けた。湾岸アラブ諸国は、防衛やエネルギー、先端技術、鉱業など幅広い分野で米国の技術力に大きな期待を寄せており、トランプ政権との更なる関係強化を目指している。一方、米国も不安定な地域安全保障環境が続く中、安全保障面で湾岸地域への関与を強めている。9 月にトランプ大統領がカタルの安全保障を確約する大統領令に署名したほか、11 月にはムハンマド皇太子の訪米の際し、サウジアラビアと米国の間で戦略的防衛協定（SDA）が締結された。

④ マグレブ情勢

モロッコとアルジェリアについて、両国が対立するモロッコ南部の係争地・西サハラ地域の領有権問題において、国連安保理は 10 月、モロッコが提案する西サハラ自治案を支持する決議2797号を賛成多数で採択した(中国とロシアは拒否権を行使せず棄権)。これにより、西サハラ自治案は国連主導の解決プロセスの主要な基盤となり、1991 年にモロッコと地元組織「ポリサリオ戦線」が合意した、西サハラの独立かモロッコへの帰属かを問う住民投票計画は頓挫した。この状況を受け、同戦線を支援するアルジェリアがモロッコとの対決姿勢を更に強まる可能性がある。

リビアでは、2014 年の紛争勃発以降、国内勢力が東西に分裂して対立してきたが、2020 年 10 月のジュネーブ停戦合意以降は、両陣営による大規模な衝突は起きていない。しかし、首都トリポリを拠点とする民兵間の戦闘は 2022 年と 2023 年にも発生し、治安面での懸念材料となっていた。そして 2025 年 5 月にも、トリポリの支配領域をめぐって民兵間で大規模衝突が再び発生し、情勢の不安定さを改めて露呈した。

（2）注目すべき動向

（イ）イラン

2025 年の注目すべき動向に、イラン・イスラエル間の衝突激化が挙げられる。6 月 13 日未明、イスラエルが対イラン攻撃を実施した。同攻撃は 2 日後の 15 日にオマーンで予定されていた、核問題をめぐるイランと米国の第 6 回目の間接交渉を目前にしたタイミングで行われたものであり、イランにとっては完全に不意を突かれた形となった。イスラエルによる当初の攻撃は、イラン軍関係者や核科学者の居住地等を狙ったもので、イラン軍トップのバーゲリー統合参謀本部長以下、サラーミー革命防衛隊総司令官、ハージーザーデ革命防衛隊航空・宇宙軍司令官ら、多数の軍高官が殺害された。また、アッバースィー元原子力庁長官をはじめ、13 名の核科学者も殺害された。

同月 22 日には、米軍が、イスラエル単独では破壊することの困難な地下施設を含む、イランの 3 カ所の核施設（フォルドー、ナタンズ、イスファハーン）を爆撃した。同攻撃の成果について評価は分かれているが、トランプ米大統領はフォルドー地下核施設が完全に破壊されたと発表している。

米軍の攻撃を受け、イランは翌 23 日、米軍が駐留するカタルのウダイド空軍基地に「形だけの」報復攻撃を行った。そして同攻撃の翌日、トランプ米大統領はイスラエル

とイランとの間で「完全な停戦」が合意されたと発表した。報道によると、米国とカタルがそれぞれイスラエルとイランに停戦受け入れを説得したとされる。12 日間続いた戦闘で、イラン側の死者は 1000 人を超え、イスラエル側の死者は約 30 人だった。

イランは、核問題をめぐる米国との間接交渉が進行しているさなかに、イスラエルが対イラン攻撃を行い、さらに米国もイラン核施設への攻撃に参加したとして、この一連の攻撃が米国の了承のもとで実施されたとの見方を示している。そのため、イランは米国との核交渉の再開に応じる姿勢を見せていない。米国がイラン国内でのウラン濃縮活動の完全停止を求めていることから、同国との妥協の余地はないとイランはみなしており、ハーメネイー最高指導者も演説の中で米国との交渉の可能性を完全否定している。

イランは、自国の核活動に関する 6 月の IAEA 報告書がイスラエルによる対イラン攻撃を誘発したとの認識のもと、IAEA、特にグロッシー事務局長の「イスラエル寄りの姿勢」への反発を強めている。こうしたイラン側の強い反発を受け、イラン国会はイスラエルとの停戦直後に「IAEA との協力停止法」を迅速に可決し、護憲評議会も同法を即座に承認した。同法は、(1) イランの国家主権と領土的一体性、及び核施設・科学者の安全が完全に保証されること、(2) NPT に明記された権利、特にイラン国内でのウラン濃縮の権利が完全に守られることが保証されること、の 2 つの条件が満たされない限り、イランは NPT 及び保障措置協定に基づく IAEA とのあらゆる協力を停止することを政府に義務付けるもので、その結果、IAEA によるイランの核活動への査察は極めて困難な状況に陥っている。

IAEA による査察が再開しないまま、米国の攻撃で地中に埋没したとされる高濃縮ウランの所在も不明で、米国との核交渉再開の見通しも立っていない。こうした中、E3（英仏独）は 8 月下旬に対イラン国連安保理制裁決議の一斉復活（スナップバック）に向けた手続きを開始した。イランは 9 月 9 日に IAEA との間で査察手順書に関する新たな合意文書を交わしたものの、同 19 日に国連安保理で「対イラン国連安保理制裁停止継続決議」が否決されたことで、同 28 日に対イラン国連安保理制裁決議が一斉復活した。こうした流れを受け、10 月 5 日、アラーグチー外相は IAEA との合意は有効性を失ったとの見方を示し、IAEA によるイラン核施設への査察は事実上停止状態に陥った。そのため、イランの核活動に対する懸念が欧米諸国やイスラエルから持ち上がり、イスラエル・米国による対イラン攻撃が再開される危険性がくすぶっている。

他方、イランは BRICS や上海協力機構といった非西側の国際的枠組みを通じた外交を活発化させている。イランは IAEA に加えて、イスラエルによる対イラン攻撃を批判せず、スナップバックを発動させた欧州諸国への不信感を強める一方、ロシア・中国及び周辺諸国との関係強化に活路を見出そうとしている。これらの国々との関係を重視する限りで、当面 NPT 脱退のような極端な行動に出る可能性は限定的であるように思われる。事実、イラン国内での NPT 脱退論は今のところ国会安保外交委員会内での議論に限定されており、体制内で盛り上がりを見せているわけではない。ただし、イスラエル・米国による再度の対イラン攻撃があった場合、国防のための最終手段として、将来的に核兵器の獲得に動く可能性も否定できない。

（ロ）トルコ

① ガザ危機とトルコ外交の再編

2025 年のトルコ情勢を読み解くうえで、最も大きな影響を与えた要因の一つが、ガザ危機の長期化である。2023 年 10 月以降のイスラエルの軍事作戦継続に対し、トルコはイスラエルへの批判姿勢を一段と強め、対イスラエル関係は事実上の断絶状態に陥った。2024 年 5 月の貿易「全面停止」措置は象徴的であったが、その後も第三国経由での輸出継続が確認され、国内では政権に対する批判が再燃した。この政治と経済の乖離は、トルコにおけるガザ問題の象徴的性格をより鮮明にしたといえる。

ガザ危機は、2025 年のトルコ外交の最重要課題として位置づけられ、トルコはエジプト、カタルと共同で停戦プロセスの中核を担った。特に注目されたのは、2025 年 10 月に開催されたガザ和平会議である。同会議では、米国・エジプト・カタル・トルコの 4 者が前列に並び、他の参加国首脳を背後に配置する形式が採られた。この座席配置そのものが、和平プロセスにおける中核アクターを可視化する効果を持ち、トルコが「新和平フォーマット」の主要構成国として認識されていることを示した。さらに重要なのは、出席を画策していたネタニヤフ首相の出席を開催直前でトルコが拒否し、米国がこれを容認したという点である。これまで米国は、中東和平関連の場にイスラエルを欠席させることを避けてきたが、今回はトルコの立場を優先し、会議のフォーマットを維持した。この対応は、米国がトルコを「ガザ後の地域秩序形成に不可欠なパートナー」と見なしていることの象徴であり、トランプ政権の取引型外交の下で、トルコが戦略的重要性を再び高めていることを示唆する。

こうした情勢を踏まえると、2025 年のトルコは、ガザ危機を通じて対イスラエル批判を強化し、他方で米国及びエジプト・カタルとの協働を進めるという、対立と協調が並存する多層的外交を展開している。これは、トルコが中東地域の主要アクターとして位置付けられる一方で、国内世論や政権支持層の動向を慎重に考慮した外交判断を行っていることを示している。

② シリア新体制の成立と PKK 問題の再編

2024 年 12 月のアサド政権崩壊は、2025 年のトルコにとって最も大きな安全保障上の転換点である。以後、シリアではシャラ暫定政権とシリア民主軍（SDF）が政治合意に達し、新たな統治枠組みの形成が進んでいる。これは、トルコが長年警戒してきた北シリアの不安定化と、クルド勢力の台頭に対し、新たな局面をもたらすものである。

トルコは 2016 年以降、越境作戦を通じてシリア北部に影響力を確保し、「安全地帯」構想を維持してきた。しかし、新体制と SDF の合意は、トルコの安全保障政策に再調整を迫る可能性がある。特に、SDF が政治プロセスに組み込まれることで、クルディスタン労働者党（PKK）との関係がどのように再定義されるかが焦点となる。

2025 年春には、PKK が武装闘争の「終結」と組織の解散を発表し、トルコ国内外で大きな注目を集めた。この背景には、シリア新体制の成立に伴う地政学的環境の変化と、PKK 内部の戦略的再計算があるとみられている。また、現在収監中のアブドゥッラー・オジャランとの「技術的通信」の有無が政界で議論となり、和平プロセス再開の可能性

が取り沙汰されている。

ただし、こうした動きが直ちにトルコの安全保障環境の改善を意味するわけではない。シリア新体制の安定性や統治能力、シャーム解放機構など武装勢力の動向、さらには約320万人に及ぶシリア難民の帰還政策など、多くの課題が残されている。トルコはこれらの課題に対応するなかで、軍事的・外交的プレゼンスを維持しつつ、新体制との協力の在り方を模索する局面にある。

③ 米国の関与とトルコの戦略的位置づけ

ガザとシリアという二つの危機への対応において、2025年の米国の関与は、トルコの外交的立ち位置を大きく再定義している。ガザ問題では、前述の通り、トランプ政権がトルコの立場を尊重し、和平フォーマットの中核に位置づけた。これは、トルコが米国の中東政策における実務的パートナーとして評価されていることを示す。またシリア問題においても、米国はSDFの政治参加を支持しつつ、シリア新体制の安定化を図る上でトルコとの調整を欠かしていない。PKKの武装解除をめぐる動きも、米国の黙認または間接的関与なしには成立し得ないとみられており、米国はトルコとSDFの双方と接触を維持している。

これらの点から、2025年のトルコ情勢は、ガザ危機とシリア新体制という地域情勢の大きな変動と、米国の関与強化が重なり合うことで形成されている。トルコは対立と協調の双方を駆使しながら、地域秩序の再編過程で影響力を拡大しつつあるが、その動きは依然として米国の政策選択との相互作用に強く規定されている。今後も、ガザ停戦の行方、新シリア体制の定着、PKK問題の進展が、トルコの外交・安全保障戦略の方向性を左右する重要な要素となるだろう。

（ハ）イスラエル・アラブ関係

イスラエル・アラブ関係に関して注目すべき動きとして、2025年10月に米国、エジプト、カタル、トルコの仲介により、イスラエルとパレスチナのハマスとの間で停戦が合意されたことが挙げられる。今回の停戦合意では、従来と異なり米国が主導的な役割を果たした点が特徴的である。

この停戦合意は、米国のトランプ大統領の強い希望によって実現したものである。米国が積極的に介入した背景には、トランプ大統領がノーベル平和賞を視野に入れているとの指摘もある。他方で、トランプ政権の閣僚は、米国はガザ地区での和平を実現し、アブラハム合意を拡大することで地域を安定化させ、米国の中東への関与を徐々に縮小させたいとの意向を示している。米国の狙いは、2020年にUAE、バハレーンとイスラエルの間で合意されたアブラハム合意に、サウジアラビアを加えることにある。既にイスラエルと和平条約を締結しているエジプト、ヨルダンに加えて、域内で大きな影響力を有するサウジアラビアがアブラハム合意に参加すれば、イスラエル周辺の安全保障環境が大きく改善される。そうなれば、現在米国が行っているイスラエル、エジプト、ヨルダンの各国に対して行っている年間十億ドルを超える支援を軽減することができる。これがガザ情勢に米国が積極的関与してきた背景の一つと考えられる。

この狙いを実現するためには、ガザ地区における和平実現が必要である。そのため、トランプ大統領は9月末に発表した「20項目のガザ和平計画」に基づいて、ガザ地区における和平実現に向けて行動している。今回の停戦合意はその計画を実現するための第一段階としており、それによってイスラエルの軍事作戦の主要な目的の一つであった人質の返還が実現した。

一方で、トランプの構想で示されているハマスの武装解除及びガザ地区統治からの排除、非政治的なパレスチナ委員会による暫定的なガザ統治、国際安定化部隊（ISF）のガザ地区における展開の3点が和平実現の障害となるとみられている。武装解除に関しては、イスラエルのネタニヤフ政権の一部閣僚が、ハマスの殲滅及びハマスの使用していた地下トンネル網の完全な破壊を主張しており、実際に散発的な銃撃戦が生じている。イスラエル側が停戦履行を徹底しない限り、ハマスの武装解除は困難とみられている。

パレスチナ委員会による暫定的ガザ地区統治に関しては、パレスチナ自治政府（PA）がその正当な権利を主張する一方で、トランプ大統領の構想ではPAによる即時統治は想定されていない。イスラエルも、PAによる暫定統治は認めないと述べている。米国とイスラエルの思惑のもとで、パレスチナ人の意思を反映しない機関がガザ統治を担うことになれば、ガザ地区で混乱が生じる懸念がある。

ISFに関しては、パレスチナ諸勢力が、外国人から成る部隊はイスラエル軍に代わる「占領」軍にすぎないとみており、ISFがガザ地区に駐留した場合、武装勢力との衝突が発生する可能性がある。さらに、パレスチナ人と同じ言語を話すアラブ諸国は、同胞であるパレスチナ人と交戦する危険性があることからISFへの参加を渋っており、それが結果としてISFの「外国人」性をいっそう高めかねない状況となっている。

また、ガザ地区における和平計画が進む中で、ヨルダン川西岸地区においてイスラエル人入植者によるパレスチナ人の暴力が拡大している。今年10月におけるイスラエル人入植者によるパレスチナ人襲撃は、月間最多を更新し、11月にはイスラエル政府が非難せざるを得ないほどその暴力は過激化している。

上述したように、米国はアブラハム合意にサウジアラビアを加えることを目指している。そして、サウジアラビアがパレスチナ国家樹立をイスラエルとの関係正常化の条件としている。トランプ大統領は同国がパレスチナ国家樹立を真剣に条件と考えていないと発言しているが、少なくともサウジアラビアが受け入れられる形でのパレスチナ人自治は不可欠である。ヨルダン川西岸地区で進行する状況は、パレスチナ人自治を遠ざけるものとなっている。

和平計画に障害を抱えるガザ地区及び暴力が拡大するヨルダン川西岸地区情勢に米国がどの程度介入してくるかは現在のところ不透明である。仮に、米国が直接介入するより、イスラエル、エジプト、ヨルダンに支援を継続する方が経済的であると判断された場合、米国が和平実現に積極的でなくなることは否定できない。その場合、ガザにおける戦闘が再燃する恐れがある。

（ニ）エネルギー情勢

2025年のエネルギー情勢では、中東情勢の不安定化により、中東産油国からのエネル

ギー供給が途絶する可能性が懸念された。とりわけ2025年6月のイラン・イスラエル間の軍事衝突は、ホルムズ海峡の封鎖リスクを一時的に高めた。ホルムズ海峡は重要な海上交通路である。大量の石油や液化天然ガス（LNG）が同海峡を日々通過している。こうした中、6月22日の米国によるイランへの直接攻撃を受け、イラン議会はホルムズ海峡の封鎖を支持した。実行にはイラン国家安全保障最高評議会の決定が必要であるが、イスラエルに肩入れする米国を牽制するカードとして、イランは封鎖を検討し始めた。ホルムズ海峡には代替航路が存在しないため、同海峡の航行不能による物流寸断は、日本を含め世界各国のエネルギー調達に深刻な影響を及ぼす。

また留意すべき点は、イランがホルムズ海峡を物理的に完全に封鎖しなくとも、ホルムズ海峡が通航不可に陥る状況も生じることである。ホルムズ海峡周辺での軍事衝突や船舶に対する威嚇・武力行使を背景に、船舶保険会社がホルムズ海峡を通過する商船に対し、海上保険の適用を停止したり、高額な戦争リスク保険料を求めたりする事態が想定される。その場合、多くの船舶が航行リスクや採算性を考慮し、通航を断念せざるを得ないだろう。類似例として、イエメン拠点のフーシー派による紅海での商船攻撃により、影響を受ける船舶は紅海側の航路を避け、喜望峰ルートへの迂回を強いられている。

エネルギー情勢で注目すべきもう一つの動きは、中東産油国が石油増産へと方針を転換したことである。OPEC加盟国とロシアなど非加盟国10カ国で構成される「OPECプラス」は、2025年4月に石油の減産措置を段階的に解除し、増産へと踏み切った。OPECプラスは2016年の発足以来、加盟国が協調して生産量を調整し、国際原油価格を安定させることを目的としてきた。とりわけ、OPECの主導役を担うサウジアラビアやUAEは、減産措置を通じてロシアとの協力関係を深め、国際石油市場で米国に対抗する姿勢を示してきた。

一方、米国ではトランプ大統領が2025年1月の就任演説で「国家エネルギー非常事態」を宣言し、国内の石油・天然ガス生産を一段と拡大する方針を示した。さらにOPECに対しても増産を求め、原油価格の引き下げに協力するよう要請している。こうした対応からは、インフレ対策としてエネルギー価格を抑えるために、OPECの協力を不可欠とみなすトランプ大統領の認識がうかがえる。

中東産油国が石油減産から一転して増産に応じた背景には、米国の増産方針や中国の燃料需要低迷を踏まえ、油価維持よりも市場シェア確保を優先し始めたことがあると考えられる。しかし、減産措置の解除に加え、トランプ政権による相互関税導入に伴う景気後退への懸念も重なり、原油価格は低迷している。油価の下落は、中東産油国にとってはトランプ大統領の要請に応じた形となる一方、最大の収入源である資源収入の減少につながる。このため、減収により拡大する財政赤字を補うため、これまで積み上げてきた余剰資金を大幅に取り崩す必要が生じる可能性が高い。

（ホ）イスラム過激派の動向

2025年を通じ、中東におけるイスラム過激派の活動は全般的には低迷した。その中で、かつては「21世紀を決するイデオロギー戦争」とまで位置付けられた国際的なイスラム過激派対策の、重大な転機となる展開が見られた。アフガニスタンのターリバーン

と、シリアのシャーム解放機構による政権奪取は、いずれも人権分野や国際的に活動するイスラム過激派の処遇などの面で重大な欠陥を抱えているものの、国際的な承認を獲得しつつある。特に、後者はイスラム過激派の活動家として制裁対象となったり、指名手配されたりしている者が政権高官や軍の将官・佐官に任用されているが、米国や EU 諸国はこれを実質的に不問に付した。11 月にはシリア政府が「イスラム国」対策のための国際同盟」に参加したとの報道がみられたが、ここまでの展開は (1) イスラム過激派の一部に対し「欧米諸国・イスラエルに敵対しないこと」を誓約させる見返りに一定の領域内での権力奪取を認める、(2) 欧米諸国に協調するイスラム過激派を「イスラム国」など引き続き有害視される別のイスラム過激派を討伐するための先兵として起用する、という二つの意味でイスラム過激派対策が大きく変わったことを示す。ターリバーンについても、ロシア、中国、インドなどとの接近を通じて実質的な国際的承認を獲得する一方、「イスラム国　ホラサーン州」との抗争を続けるなど、イスラム過激派対策の転換に沿った活動をしている。ただし、こうした対応の変化はイスラム過激派による人権侵害や「少数派」迫害を放任することになりかねないため、紛争の発生や激化、難民・避難民の越境移動、国際的なテロ行為とその扇動などの問題を解決するものとは言えないだろう。

一方、アフリカにおける「イスラム国」の活動は活発化している。同派による戦果発表はアフリカでの戦果が多数を占め、勢力回復や脅威の増幅が指摘されたホラサーンやシリアでの活動はごく少数にとどまった。そうした中、「イスラム国」の攻撃対象が従来の「背教者（スンナ派ムスリムの敵対者）」から、民兵やキリスト教徒の民間人へと明確に転換した。「イスラム国」の交戦相手や攻撃対象で民兵の比率が上昇するのは、紛争やイスラム過激派対策で各国が自らの正規軍を投入する代わりに、配下の非国家武装主体を編成して起用するという、近年の紛争の傾向を反映している。また、キリスト教徒の民間人に対する攻撃はコンゴ民主共和国、モザンビークで頻発しているが、こちらは「イスラム国」が活動場所や攻撃対象を、欧米諸国、イスラエル、アラブ諸国などからより弱体な国や相手に変えていることを示している。

「イスラム国」に加え、サヘル諸国ではアル=カーイダ傘下の団体（イスラムとムスリム支援団）も活発化した。同派は、ブルキナファソやマリで領域の制圧や権力の奪取につながる活動を展開している模様である。ただし、同派による戦果や政治的なメッセージの発信は、言語や使用する経路・媒体が多岐にわたる上、それらの情報が組織を挙げた公式な発信とは思われない事例が相次いでいる。こうした状況は、「イスラム国」、アル=カーイダに限らず、パキスタン、インド、ウイグルなどでもみられることから、イスラム過激派の情報発信の言語・経路・媒体の多様化への対応が今後のイスラム過激派対策の重要な課題となるだろう。

３．我が国と中東：重点研究課題

（１）新しい交流形態に向けて

我が国にとっての中東地域の重要性は今さら指摘するまでもない。特に同地域からの

石油・天然ガスの確保は、我が国経済や国民生活の根幹に直結する重要性を有している。近年は更に、このような資源供給地としての中東だけでなく、資本投下の対象地域として、また広く社会、文化及び人的交流の分野で関係が深まっている。我々としては、日本と中東地域とのこうした新しい交流形態にも目を向け、重層的で実質のある関係の構築に資する研究に努める。

（2）地域秩序の変化

しかしながら、中東がさまざまな紛争や問題を抱える地域であることは否めず、その安定・安全性には常に注意を払う必要がある。特に、現下のガザ危機の展開とイスラエル・イラン間の対立激化は、地域全体の安全に影響を及ぼす可能性があることから、継続的な観察と分析が必要である。また、中国・ロシアの中東進出と中東各国のグローバル・サウス諸国との関係強化、並びにこれらに対する米国の第二次トランプ政権の対応に引き続き注視したい。

（3）治安面の動向

中東地域に進出し、現地で経済活動を行っている日本企業の安全には、日頃から最大限の注意を払うことが必要である。そのため地域の治安情勢に常に目を配ることは言うまでもない。加えて現地での政治、軍事などの大局がどのような方向に向っているのか、過激派が優先する標的は何なのかを、正確な情報収集と分析を通じ、企業などに伝えることが重要である。中東地域におけるイスラム過激派の活動は現在のところ総じて限定的だが、シリア情勢のような再活発化の引き金となりうる現地情勢に目を配り、またアフリカ等、過激派の活動が常態化している地域に関しては常時フォローアップを行い、現地邦人への注意喚起となる分析を発信していく。

（4）国際情勢、エネルギー情勢

ウクライナ危機による国際エネルギー市場の変動とグリーン経済化の潮流において、中東産油国は低炭素エネルギー分野でも重要な役割を果たすため、各国の産業動向に更に注視する必要がある。例えば、中東産油国は現在天然ガス産業の発展に注力しており、カタルは液化天然ガス（LNG）の大規模な増産計画を進め、UAE やオマーンも新規事業に着手した。石油や石炭と比べて、二酸化炭素の排出係数が相対的に低い天然ガスは、脱炭素化に向かう中でも利用の継続が見込め、中東産油国にとって重要な財政収入源となることが見込まれる。また、サウジアラビアや UAE は水素やアンモニア生産事業も進め、日本を含め国外への輸出を目指している。日本には、世界で数少ない液化設備の建設能力を持つ企業や、また水素輸出に不可欠な水素運搬船を世界で初めて開発・建造した企業がある。低炭素エネルギー分野での産業ニーズを捉えるためにも、中東産油国がクリーンエネルギー政策をどのように推進しているのか、どのような発展ビジョンを掲げているのかなどを、継続的に分析する必要がある。

Ⅱ．事業別計画

１．研究・調査事業（公益目的事業 1）

（1）趣旨（目的）

中東に関する情報を収集・整理し、調査・研究を行う。事業ア～エは、この目的を達成するための手段と位置づけられる。

（2）事業

ア　政治・経済・社会・文化等についての研究及び調査（中東資料センター）

中東に関する資料の収集・整理を行い、データ・ベース（国別日誌、要人名簿、テロ関連声明）を作成し維持する。要人名簿については、ホームページを通じて会員向けに情報を提供する。より網羅的な情報を収集するため、関係省庁・機関、在京の外交官、ビジネスパーソン等との意見交換などを行う。

イ　受託調査

外務省など官庁及び民間機関、大学などからの委託研究・調査事業の受注に努める。また、受注促進のため中東諸情勢の研究・調査活動の一層の充実に努める。

ウ　メディアを通じての中東情勢解説

報道機関の読者・視聴者に適切な情報、及び情勢分析を提供するため報道機関からの照会、寄稿依頼などに積極的に対応する。

エ　一般からの照会に対する回答

中東情勢についての一般からの照会に無償で対応する。

２．出版事業（公益目的事業 2）

（1）趣旨（目的）

研究・調査の結果を出版物として公表することで、中東に関する知識の普及に努める。事業ア～ウは、この目的を達成する手段と位置づけられる。

（2）事業

ア　『中東研究』

『中東研究』（年 3 回発行）は日本で発刊されている唯一の中東専門誌であり、中東情勢についての特集記事の企画及び学術論文を掲載する。同冊子 3 冊に加えて、中東での各年の国別動向を網羅的に参照できるよう、『別冊・中東研究：中東各国動向』（CD-ROM 形式、年 1 回発行）を刊行する。

イ　ニューズレター

中東諸国についての情報を迅速かつ的確に提供するためのニューズレターとして、「中東かわら版」（不定期）を発行し、毎号をウェブ上に公開する。なお、「中東かわら版」は年度末に刊行する『別冊・中東研究：中東各国動向』に収録し、市販する。

ウ　『中東・北アフリカ年鑑』

利用効率を高めるため 2012（平成 24）年度から『別冊・中東研究データ編』と合併させ『別冊・中東研究：中東各国動向』として発刊している。この刊行形態を継続する。

３．広報・交流事業（公益目的事業 3）

（1）趣旨（目的）

講演会やセミナーを通じて中東に関する知識の普及に努める。（2）事業ア～エは、この目的を達成する手段として実施している。

（2）事業

当調査会が開催する有料の会合については、会場費・講師料を捻出するための実費相当額を参加費として徴収している。通常、対面の講演会では、参加費は会員 2,000 円、非会員 3,000 円、現在主流としているオンライン講演会では会員 1,000 円、非会員 3,000 円に設定している。

ア　中東情勢講演会等

中東に関する時事解説・情勢分析を主な内容とする講演会などを開催する。訪日した中東要人、内外の研究者・専門家、官庁幹部等を講師として招く。また、令和 2 年度より、中東諸国に駐在する日本国大使を講師とするオンライン講演会や、日本に駐在する中東諸国大使への書面インタビューを始めたが、これらは会員をはじめとする中東関係者に好評を得ており、令和 8 年度もより柔軟な形態を通じて継続する。

イ　中東連続講演会

一般の関心が高いテーマについて、当調査会の研究員を主な講師として、単独、或いは講座形式での連続講演会を開催する。

ウ　中東を知るセミナー

地方自治体、教育機関、各種企業・団体と連携し、中東についての理解を深めるためのセミナーを開催する。

エ　中東大使を囲む会等（意見交換会）

毎年外務省が東京で行っている中東大使会議の機会を捉えて、当調査会の主催による中東諸国に駐在する大使と会員及び中東に関心を有する関係者との懇談及び意見交換を行う。

オ　ホームページでの発信

ホームページ（http://www.meij.or.jp/）の会員専用の内容を充実するとともに、非会員に対しても全体としてインターネットを通じた発信機能の一層の向上に努める。ホームページについては機能の充実に加え、セキュリティー面での安全対策を強化する。

４．賛助会員に対する事業（共益事業）

（１）トップミーティング（朝食会）、トップランチ（昼食会）

法人会員の幹部役員及び特別個人会員を対象とし、外務省等の官庁幹部、学識経験者、民間有識者を講師に招いて国際情勢に関する講演会を開催する（原則月１回程度）。

（２）「中東トピックス」及び「中東分析レポート」、「イスラム過激派モニター」

「中東トピックス」（毎月、中東での主な出来事をピックアップし、当調査会の評価を記載）と「中東分析レポート」、「イスラム過激派モニター」（当調査会研究員による中東情勢の分析。随時）を発行して、法人会員の幹部役員及び特別個人会員に配信する。これらはホームページにも掲載して、法人会員担当部署及び個人会員の閲覧に供する。

（３）「Daily News」の配信

当調査会が作成している中東諸国の動向を地域・国別に整理した日誌データを月ごとに発信する。

（４）リビア入国ビザ取得支援

リビアへのビザ申請には、アラビア語使用等特殊な要求がなされ、当調査会はこれを支援してきた経緯があるが、現在リビアは首都トリポリを含む大部分に「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」（2025 年 10 月 23 日更新）との外務省海外安全情報が出されている。従って、当調査会としてもビザ取得を支援しうる環境ではなく、本件事業については、海外安全情報が変更されるまで実施しない。

5. 令和８年度の研究・調査体制

氏名	勤務日数	担当地域・分野	備考
金子 真夕	週５日	トルコ	主任研究員、事務局長兼務
高橋 雅英	週５日	湾岸諸国・マグレブ諸国、エネルギー情勢、イスラム過激派モニター	主任研究員
斎藤 正道	週５日	イラン、アフガニスタン	主任研究員
平 寛多朗	週３日	イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、エジプト、イスラム過激派モニター	研究員
髙岡 豊	週３日	シリア、レバノン、イエメン、イラク、イスラム過激派モニター	特任研究員

大型委託事業を受託した際には、その事業の遂行を補佐する要員を採用する。

6. その他

公益目的事業維持拡大のための資金の留保

現在当調査会が行っている事業を円滑に遂行し、拡大するため、相応額の資金を留保する。資金の留保は、会員数減少等収支が変動する状況が生じても、事業の安定的な維持・拡大を確保するためのものである。

以上

令和８年度

収 支 予 算 書

公益財団法人中東調査会

東京都千代田区平河町1-1-1平河町コート6階

電話　03-6261-4554

令和8年度収支予算書

（単位：円）

科目	令和8年度　予算（A）										令和7年度　予算（B）		増減（A）－（B）	備考
	公益目的事業会計					収益目的事業会計			合計	うち人件費	合計	うち人件費		
	公1 研究・調査事業	公2 出版事業	公3 広報交流事業	公1～公3 共通	小計	他1 共益事業	小計	法人会計（管理費）						
Ⅰ 一般正味財産増減の部														
1．経常増減の部														
(1) 経常収益														
基本財産運用益	0	0	0	700	700	0	0	0	700		200		500	
基本財産受取利息				700	700		0		700		200		500	
受取会費	0	0	0	26,707,500	26,707,500	2,967,500	2,967,500	29,675,000	59,350,000		59,800,000		△ 450,000	公益目的事業会計45%、収益事業等会計（共益事業）5%、法人会計（管理費）50%
法人会員会費収入				25,132,500	25,132,500	2,792,500	2,792,500	27,925,000	55,850,000		56,350,000		△ 500,000	
特別個人会員会費収入				675,000	675,000	75,000	75,000	750,000	1,500,000		1,400,000		100,000	
普通個人会員会費収入				900,000	900,000	100,000	100,000	1,000,000	2,000,000		2,050,000		△ 50,000	
事業収益	20,140,000	1,959,300	3,610,000	0	25,709,300	9,000,000	9,000,000	0	34,709,300		40,567,450		△ 5,858,150	
研究調査事業収益	20,140,000	0	0	0	20,140,000	0	0	0	20,140,000		25,772,800		△ 5,632,800	
中東資料ｾﾝﾀｰ収益	3,300,000	0	0	0	3,300,000	0	0	0	3,300,000		3,132,800		167,200	
中東情報提供収益	3,300,000				3,300,000		0		3,300,000		3,132,800		167,200	
受託事業収益	16,840,000	0	0	0	16,840,000	0	0	0	16,840,000		22,640,000		△ 5,800,000	
外務省受託収益	13,800,000				13,800,000		0		13,800,000		19,500,000		△ 5,700,000	
横浜市立大学受託収益	40,000				40,000		0		40,000		40,000		0	
その他受託収益	3,000,000				3,000,000		0		3,000,000		3,100,000		△ 100,000	外務省ｲﾗﾝ・ｲﾗｸ等湾岸情勢調査
出版事業収益	0	1,959,300	0	0	1,959,300	0	0	0	1,959,300		1,934,650		24,650	
中東研究収益	0	1,959,300	0	0	1,959,300	0	0	0	1,959,300		1,934,650		24,650	
中東研究外務省売上収益		598,000			598,000		0		598,000		598,000		0	
中東研究委託販収益		330,000			330,000		0		330,000		300,000		30,000	
中東研究一般販売収益		1,031,300			1,031,300		0		1,031,300		1,036,650		△ 5,350	
広報・交流事業収益	0	0	3,610,000	0	3,610,000	0	0	0	3,610,000		3,860,000		△ 250,000	
広報・交流収益	0	0	3,610,000	0	3,610,000	0	0	0	3,610,000		3,860,000		△ 250,000	
講演会収益			600,000		600,000		0		600,000		700,000		△ 100,000	
研究発表ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ収益			30,000		30,000		0		30,000		30,000		0	
意見交換会収益			2,830,000		2,830,000		0		2,830,000		2,830,000		0	中東大使を囲む会
国際情勢ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ収益			150,000		150,000		0		150,000		300,000		△ 150,000	
共益事業収益	0	0	0	0	0	9,000,000	9,000,000	0	9,000,000		9,000,000		0	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ収益	0	0	0	0	0	9,000,000	9,000,000	0	9,000,000		9,000,000		0	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ収益					0	9,000,000	9,000,000		9,000,000		9,000,000		0	朝11回、昼6回
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0		10,628,000		△ 10,628,000	
外交安全保障調査研究事業					0		0		0		10,628,000		△ 10,628,000	
雑収益	0	0	0	40,000	40,000	0	0	0	40,000		4,350		35,650	
その他収益	0	0	0	40,000	40,000	0	0	0	40,000		4,350		35,650	
雑収益					0		0		0		0		0	
受取利息				40,000	40,000		0		40,000		4,350		35,650	
経常収益計	**20,140,000**	**1,959,300**	**3,610,000**	**26,748,200**	**52,457,500**	**11,967,500**	**11,967,500**	**29,675,000**	**94,100,000**		**111,000,000**		**△ 16,900,000**	
(2) 経常費用														
事業費	**38,985,046**	**9,546,185**	**7,397,407**	**1,154,953**	**57,083,591**	**10,820,315**	**10,820,315**	**0**	**67,903,906**	**33,224,017**	**86,037,153**	**41,521,053**	△ 18,133,247	
研究調査事業費	38,985,046	0	0	0	38,985,046	0	0	0	38,985,046	24,226,500	54,849,878		△ 15,864,832	
中東資料ｾﾝﾀｰ研究調査費	17,197,950	0	0	0	17,197,950	0	0	0	17,197,950	13,516,500	13,292,278		3,905,672	
資料機材費	250,000				250,000		0		250,000		150,000		100,000	
資料ｾﾝﾀｰ事務費	2,331,450				2,331,450		0		2,331,450		2,254,000		77,450	注2 (2)
学術交流費	50,000				50,000		0		50,000		50,000		0	
海外出張費	1,000,000				1,000,000		0		1,000,000		300,000		700,000	
保有文献ﾃﾞｼﾞﾀﾙ化費	50,000				50,000		0		50,000		50,000		0	
中東資料ｾﾝﾀｰ研究員人件費	13,516,500				13,516,500		0		13,516,500	13,516,500	10,488,278	10,488,278	3,028,222	
受託事業費	13,270,000	0	0	0	13,270,000	0	0	0	13,270,000	10,710,000	33,714,900		△ 20,444,900	
情報収集分析経費	2,100,000				2,100,000		0		2,100,000		4,600,000		△ 2,500,000	
外務省受託研究員人件費	8,500,000				8,500,000		0		8,500,000	8,500,000	13,657,200	13,657,200	△ 5,157,200	
横浜市立大学受託経費	10,000				10,000		0		10,000		10,000		0	
横浜市立大学受託研究員人件費	50,000				50,000		0		50,000	50,000	67,900	67,900	△ 17,900	
その他受託経費（湾岸）	450,000				450,000		0		450,000		380,000		70,000	外務省ｲﾗﾝ・ｲﾗｸ等湾岸情勢調査
その他受託研究員人件費	2,160,000				2,160,000		0		2,160,000	2,160,000	2,150,900	2,150,900	9,100	
補助金事業					0		0		0		8,478,000		△ 8,478,000	外務省外交安全保障調査研究事業
補助金事業人件費					0		0		0	0	4,370,900	4,370,900	△ 4,370,900	
研究調査事業費共通	8,517,096	0	0	0	8,517,096	0	0	0	8,517,096	0	7,842,700		674,396	
（公1）事務所家賃	6,893,631				6,893,631		0		6,893,631		6,260,200		633,431	注2 (1)
（公1）備品費					0		0		0		0		0	〃 (3)
（公1）減価償却費	174,237				174,237		0		174,237		182,700		△ 8,463	〃 (4) (5)
（公1）水道光熱費	310,860				310,860		0		310,860		221,700		89,160	〃 (6)
（公1）租税公課	1,138,368				1,138,368		0		1,138,368		1,178,100		△ 39,732	注3
出版事業費	0	9,546,185	0	0	9,546,185	0	0	0	9,546,185	4,835,000	8,501,800		1,044,385	
中東研究	0	5,515,000	0	0	5,515,000	0	0	0	5,515,000	2,865,000	4,970,400		544,600	
中東研究原稿料		1,020,000			1,020,000		0		1,020,000		1,020,000		0	
中東研究印刷製本費		1,350,000			1,350,000		0		1,350,000		1,350,000		0	
中東研究通信費		200,000			200,000		0		200,000		200,000		0	
中東研究雑費		80,000			80,000		0		80,000		80,000		0	
中東研究研究員人件費		2,865,000			2,865,000		0		2,865,000	2,865,000	2,320,400	2,320,400	544,600	
かわら版	0	2,035,000	0	0	2,035,000	0	0	0	2,035,000	1,970,000	2,020,800		14,200	
かわら版原稿料		65,000			65,000		0		65,000		80,000		△ 15,000	
かわら版研究員人件費		1,970,000			1,970,000		0		1,970,000	1,970,000	1,940,800	1,940,800	29,200	
出版事業費共通	0	1,996,185	0	0	1,996,185	0	0	0	1,996,185	0	1,510,600		485,585	
（公2）事務所家賃		1,357,171			1,357,171		0		1,357,171		1,003,200		353,971	注2 (1)
（公2）事務費		459,000			459,000		0		459,000		354,400		104,600	〃 (2)
（公2）備品費					0		0		0		0		0	〃 (3)
（公2）減価償却費		34,303			34,303		0		34,303		25,400		8,903	〃 (4) (5)
（公2）水道光熱費		61,200			61,200		0		61,200		37,700		23,500	〃 (6)
（公2）租税公課		84,511			84,511		0		84,511		89,900		△ 5,389	注3
広報・交流事業費	0	0	7,397,407	0	7,397,407	0	0	0	7,397,407	1,010,000	9,079,000		△ 1,681,593	
講演会事業費	0	0	780,000	0	780,000	0	0	0	780,000	250,000	1,026,000		△ 246,000	
講演会講師料			230,000		230,000		0		230,000		230,000		0	
講演会会場費			200,000		200,000		0		200,000		150,000		50,000	
講演会雑費			100,000		100,000		0		100,000		150,000		△ 50,000	
講演会研究員人件費			250,000		250,000		0		250,000	250,000	496,000	496,000	△ 246,000	
意見交換会事業費	0	0	4,300,000	0	4,300,000	0	0	0	4,300,000	250,000	4,577,900		△ 277,900	
意見交換会会場費			3,850,000		3,850,000		0		3,850,000		3,750,000		100,000	中東大使を囲む会
意見交換会雑費			200,000		200,000		0		200,000		200,000		0	
意見交換会研究員人件費			250,000		250,000		0		250,000	250,000	627,900	627,900	△ 377,900	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ事業費	0	0	750,000	0	750,000	0	0	0	750,000	100,000	738,000		12,000	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ更新経費			650,000		650,000		0		650,000		600,000		50,000	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ研究員人件費			100,000		100,000		0		100,000	100,000	138,000	138,000	△ 38,000	
研究発表ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ事業費	0	0	110,000	0	110,000	0	0	0	110,000	100,000	82,000		28,000	
研究発表ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ会場費			10,000		10,000		0		10,000		10,000		0	
研究発表研究員人件費			100,000		100,000		0		100,000	100,000	72,000	72,000	28,000	
地方講演会事業費	0	0	200,000	0	200,000	0	0	0	200,000	100,000	200,000		0	
地方講演会経費			100,000		100,000		0		100,000		100,000		0	
地方講演会研究員人件費			100,000		100,000		0		100,000	100,000	100,000	100,000	0	
国際情勢ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ事業費	0	0	750,000	0	750,000	0	0	0	750,000	200,000	1,369,500		△ 619,500	
国際情勢ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ経費			550,000		550,000		0		550,000		600,000		△ 50,000	
国際情勢研究員人件費			200,000		200,000		0		200,000	200,000	769,500	769,500	△ 569,500	

科目	令和8年度　予算（A）										令和7年度　予算（B）		増減（A）－（B）	備考
	公益目的事業会計					収益目的事業会計		法人会計（管理費）	合計	うち人件費	合計	うち人件費		
	公1 研究・調査事業	公2 出版事業	公3 広報交流事業	公1～公3 共通	小計	他1 共益事業	小計							
広報・交流事業費共通	0	0	507,407	0	507,407	0	0	0	507,407	10,000	1,085,600		△ 578,193	
広報・交流事業費研究員人件費			10,000		10,000		0		10,000	10,000	0	0	10,000	
（公3）事務所家賃			191,335		191,335		0		191,335		518,900		△ 327,565	注2（1）
（公3）事務費			64,710		64,710		0		64,710		183,300		△ 118,590	〃（2）
（公3）備品費					0		0		0		0		0	〃（3）
（公3）減価償却費			4,836		4,836		0		4,836		13,100		△ 8,264	〃（4）（5）
（公3）水道光熱費			8,628		8,628		0		8,628		19,500		△ 10,872	〃（6）
（公3）租税公課			26,898		26,898		0		26,898		149,800		△ 122,902	注3
賛助金			201,000		201,000		0		201,000		201,000		0	
公益事業費共通	0	0	0	1,154,953	1,154,953	0	0	0	1,154,953	1,152,517	1,601,075		△ 446,122	
公益事業費共通	0	0	0	1,154,953	1,154,953	0	0	0	1,154,953	1,152,517	1,601,075		△ 446,122	
公益共通研究員人件費					0		0		0	0	9,500	9,500	△ 9,500	
（公共）事務所家賃				1,730	1,730		0		1,730		2,700		△ 970	注2（1）
（公共）事務費				585	585		0		585		900		△ 315	〃（2）
（公共）備品費					0		0		0		0		0	〃（3）
（公共）減価償却費				43	43		0		43		100		△ 57	〃（4）（5）
（公共）水道光熱費				78	78		0		78		100		△ 22	〃（6）
（公共）退職給付費用				1,152,517	1,152,517		0		1,152,517	1,152,517	1,587,775	1,587,775	△ 435,258	
共益事業費	0	0	0	0	0	10,820,315	10,820,315	0	10,820,315	2,000,000	12,005,400		△ 1,185,085	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ事業費	0	0	0	0	0	7,650,000	7,650,000	0	7,650,000	300,000	7,885,000		△ 235,000	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ講師料					0	450,000	450,000		450,000		450,000		0	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ会場費					0	6,300,000	6,300,000		6,300,000		6,491,000		△ 191,000	朝11回、昼6回
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ雑費					0	600,000	600,000		600,000		400,000		200,000	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ研究員人件費					0	300,000	300,000		300,000	300,000	544,000	544,000	△ 244,000	
ﾄﾋﾞｯｸｽ・分析ﾚﾎﾟｰﾄ事業費	0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	1,700,000	2,780,000		△ 780,000	
分析ﾚﾎﾟｰﾄ原稿料					0	150,000	150,000		150,000		150,000		0	
通信費(ﾄﾋﾞｯｸｽ・分析ﾚﾎﾟｰﾄ)					0		0		0		350,000		△ 350,000	
分析ﾚﾎﾟｰﾄ翻訳料					0	150,000	150,000		150,000		100,000		50,000	
ﾄﾋﾞｯｸｽ・分析ﾚﾎﾟ研究員人件費					0	1,700,000	1,700,000		1,700,000	1,700,000	2,180,000	2,180,000	△ 480,000	
共益事業費共通	0	0	0	0	0	1,170,315	1,170,315	0	1,170,315	0	1,340,400		△ 170,085	
共益共通研究員人件費					0	0	0		0	0	0	0	0	
（共共）事務所家賃					0	568,016	568,016		568,016		641,400		△ 73,384	注2（1）
（共共）事務費					0	192,105	192,105		192,105		226,500		△ 34,395	〃（2）
（共共）備品費					0		0		0		0		0	〃（3）
（共共）減価償却費					0	14,357	14,357		14,357		16,200		△ 1,843	〃（4）（5）
（共共）水道光熱費					0	25,614	25,614		25,614		24,100		1,514	〃（6）
（共共）租税公課					0	370,223	370,223		370,223		432,200		△ 61,977	注3
管理費	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**26,196,094**	**26,196,094**	**16,230,625**	**24,962,847**	**15,806,334**	1,233,247	
人件費					0		0	15,315,700	15,315,700	15,315,700	14,947,834	14,947,834	367,866	
退職給付費用					0		0	914,925	914,925	914,925	858,500	858,500	56,425	
事務所家賃					0		0	4,293,717	4,293,717		3,909,200		384,517	注2（1）
福利厚生費					0		0	500,000	500,000		120,000		380,000	
会議費					0		0	50,000	50,000		50,000		0	
旅費交通費					0		0	1,100,000	1,100,000		1,140,000		△ 40,000	
通信費					0		0	300,000	300,000		350,000		△ 50,000	
事務費（OA機器）					0		0	2,252,150	2,252,150		2,180,900		71,250	注2（2）含
事務用品費（消耗品）					0		0	80,000	80,000		80,000		0	
印刷費					0		0	150,000	150,000		150,000		0	注2（2）含
図書費					0		0	10,000	10,000		10,000		0	
備品費					0		0	15,000	15,000		15,000		0	注2（3）
消耗品費					0		0	50,000	50,000		30,000		20,000	
修繕費					0		0	20,000	20,000		20,000		0	
減価償却費					0		0	108,524	108,524		98,800		9,724	注2（4）（5）
水道光熱費					0		0	193,620	193,620		146,900		46,720	〃（6）
賛助金					0		0	72,000	72,000		72,000		0	
雑費					0		0	770,458	770,458		783,713		△ 13,255	
経常費用計	**38,985,046**	**9,546,185**	**7,397,407**	**1,154,953**	**57,083,591**	**10,820,315**	**10,820,315**	**26,196,094**	**94,100,000**	**49,454,642**	**111,000,000**	**57,327,387**	**△ 16,900,000**	
当期経常増減額	**△ 18,845,046**	**△ 7,586,885**	**△ 3,787,407**	**25,593,247**	**△ 4,626,091**	**1,147,185**	**1,147,185**	**3,478,906**	**0**	—	**0**	—		
2．経常外増減の部														
（1）経常外収益					0		0							
（2）経常外費用					0		0							
当期経常外増減額					0		0							
当期一般正味財産増減額	**△ 18,845,046**	**△ 7,586,885**	**△ 3,787,407**	**25,593,247**	**△ 4,626,091**	**1,147,185**	**1,147,185**	**3,478,906**	**0**	—	**0**	—		

注１．本収支予算書は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２１条第１項及び同法施行規則第３１条の定めに則り、損益計算ベースでかつ事業別に区分して表示している
注２．次に掲げる各事業に関連する費用は、職員の従事割合を基準として、事業費（公益目的事業会計、収益事業等会計）および管理費（法人会計）に配賦計上している
（1）事務所家賃
（2）情報機器リース料等（PC・複合機に係るリース料、サーバー利用料等）、印刷費
（3）備品
（4）令和4年2月の事務所移転による事務所建物付属設備（電気設備工事、内装工事、スチールパーティション工事、LANケーブル設備、取得総額3,854,879円）に関する減価償却費
（5）上記以外減価償却費
（6）水道光熱費
注３．租税公課（消費税）は、職員の従事割合を基準として、該当する公益目的事業会計の公1、公2、公3、および収益事業等会計に配賦計上している

（単位：円）

科目	令和8年度予算（収益・費用対応表示）												備考
	公益目的事業会計			収益目的等（共益事業等）事業会計			法人会計			合計			
	収益	費用	うち人件費	収益	費用	うち人件費	収益	費用	うち人件費	収益	費用	うち人件費	
経常増減の部													
	26,748,200			**2,967,500**			**29,675,000**			**59,390,700**			
基本財産運用益	700			0			0			700			
受取会費	26,707,500			2,967,500			29,675,000			59,350,000			
雑収益	40,000			0			0			40,000			
事業費収益/費用	**25,709,300**	**57,083,591**	**31,224,017**	**9,000,000**	**10,820,315**	**2,000,000**	**0**	**0**	**0**	**34,709,300**	**67,903,906**	**33,224,017**	
研究調査事業	(20,140,000)	(30,467,950)	(24,226,500)							(20,140,000)	(30,467,950)	(24,226,500)	
中東資料ｾﾝﾀｰ	3,300,000	17,197,950	13,516,500							3,300,000	17,197,950	13,516,500	
受託研究調査	16,840,000	13,270,000	10,710,000							16,840,000	13,270,000	10,710,000	
出版事業	(1,959,300)	(7,550,000)	(4,835,000)							(1,959,300)	(7,550,000)	(4,835,000)	
中東研究	1,959,300	5,515,000	2,865,000							1,959,300	5,515,000	2,865,000	
かわら版	0	2,035,000	1,970,000							0	2,035,000	1,970,000	
広報・交流事業費	(3,610,000)	(7,091,000)	(1,000,000)							(3,610,000)	(7,091,000)	(1,000,000)	
講演会事業費	600,000	780,000	250,000							600,000	780,000	250,000	
意見交換会事業費	2,830,000	4,300,000	250,000							2,830,000	4,300,000	250,000	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ事業費		750,000	100,000							0	750,000	100,000	
研究発表ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ事業費	30,000	110,000	100,000							30,000	110,000	100,000	
地方講演会事業費	0	200,000	100,000							0	200,000	100,000	
国際情勢ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ事業費	150,000	750,000	200,000							150,000	750,000	200,000	
賛助金		201,000								0	201,000		
共益事業				(9,000,000)	(9,650,000)	(2,000,000)				(9,000,000)	(9,650,000)	(2,000,000)	
ﾄｯﾌﾟﾐｰﾃｨﾝｸﾞ				9,000,000	7,650,000	300,000				9,000,000	7,650,000	300,000	
ﾄﾋﾟｯｸｽ・分析ﾚﾎﾟｰﾄ				0	2,000,000	1,700,000				0	2,000,000	1,700,000	
共　　通	(0)	(11,974,641)	(1,162,517)	(0)	(1,170,315)	(0)				(0)	(13,144,956)	(1,162,517)	
研究員人件費（共通）		10,000	10,000			0				0	10,000	10,000	
事務所家賃		8,443,867			568,016					0	9,011,883		
水道光熱費		380,766			25,614					0	406,380		
事務費		524,295			192,105					0	716,400		
備品費		0								0	0		
減価償却費		213,419			14,357					0	227,776		
租税公課		1,249,777			370,223					0	1,620,000		
退職給付費用		1,152,517	1,152,517							0	1,152,517	1,152,517	
管理費								**26,196,094**	**16,230,625**	**0**	**26,196,094**	**16,230,625**	
給与手当								15,315,700	15,315,700	0	15,315,700	15,315,700	
退職給付費用（管理費）								914,925	914,925	0	914,925	914,925	
事務所家賃								4,293,717		0	4,293,717		
水道光熱費								193,620		0	193,620		
事務費								2,252,150		0	2,252,150		
備品費								0		0	0		
減価償却費								108,524		0	108,524		
他管理費								3,117,458		0	3,117,458		
経常増減計	**52,457,500**	**57,083,591**	**31,224,017**	**11,967,500**	**10,820,315**	**2,000,000**	**29,675,000**	**26,196,094**	**16,230,625**	**94,100,000**	**94,100,000**	**49,454,642**	
経常外増減の部													
経常外収益/費用													
経常外増減計													
当期一般正味財産増減額	**△ 4,626,091**			**1,147,185**			**3,478,906**			**0**			